

[事案 2019-305] がん診断給付金等支払請求

・令和2年10月9日 裁定終了

<事案の概要>

がんに罹患したため診断給付金を請求したところ、支払いを拒否されたことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

大腸がんの治療のため入院し手術を受けたため（入院①）、平成11年12月に契約し、平成16年5月に手術特約や上皮内新生物特約等を付加したがん保険にもとづき、診断給付金100万円を請求したところ、「がん」ではなく「上皮内新生物」に該当するとして10万円しか支払われなかった。またその後、2回入院したため（入院②）、入院給付金を請求したところ拒否された。入院①における診断給付金100万円と入院②の入院給付金等を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院①について、申立人が診断確定された大腸がんの組織学的壁深達度は「粘膜」であるから、申立人の疾病は大腸の粘膜内癌であり、約款所定の「がん」には該当しない。
- (2)入院②の原因となった疾病が、本契約の入院給付金の支払事由に該当しないことは明らかである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容等や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、がん診断給付金等の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。